

資料

19世紀末イギリス公立基礎学校における肢体不自由児 —— 在籍率とそのとらえられ方 ——

真城 知己

Warner, F. による2回の調査での公立基礎学校における肢体不自由児の出現率はおよそ0.3%程度であった。この出現率は救貧法学校等に比較すると小さい値であったが、その理由は次のように示された。すなわち、①一般に授業料を納付することが容易ではなかった上、1870年代後半の不況状態でその傾向が一層強くなったことから学務委員会の保護者への対応が厳しくなるという状況に加え、肢体不自由児の場合には、②学務委員会が通学手段確保のための費用支出権限を持たなかったこと、及び③保護者の教育に対する認識の低さが要因となった。また、公立基礎学校においては肢体不自由児はその肢体不自由という一次的障害ではなく二次的に発生した学習上の遅れがいわゆる「出来高払い制」を背景として問題とされていた。肢体不自由児の在籍は積極的根拠に基づいているというよりも学習面での問題を持たない児童が結果的に在籍しているという消極的なものであることが明らかとなった。

キー・ワード：肢体不自由児 公立基礎学校 イギリス Warner, F.

I. 課題と目的

19世紀のイギリスにおける障害児に対する処遇は、1834年の救貧法改正による「救済から予防へ」という救貧政策の変化、特に1860年代後半以降大きく防貧へと変化していったことに伴って学校教育への接近を強めていった¹⁾。

視覚障害児及び聴覚障害児に関しては、それまでの社会事業的処遇の行き詰まりからもこうした流れが現れたし、精神遅滞児の場合は教育への接近が遅れたが、貧困問題としての障害者の問題を国が関与した教育によって解決すべきことが指摘されいた²⁾。

こうした中で肢体不自由児に対する教育についてはPritchard, D. G. (1963³⁾)によって職業的色彩の強い教育活動が行われていたことが報告されているが、救貧政策の進行や公教育化への流れにある基礎学校教育の枠組みの中で、それぞれ救貧法学校 (Poor Law School) や公立基礎学校 (Public Elementary School) 等に在籍した肢体不自由児に対して基礎教育段階における彼らの特別なニーズがどの様にとらえられていたのかは明らかではない。

慈善的処遇から教育的処遇への変化の過程の中でのイギリス肢体不自由教育の形成・成立要因を解明するためには、救貧政策における処遇もふまえて肢体不自由児がそれぞれの学校の教育対象として取り入れられていく過程やそこでの教育内容などの検討が必要である。すなわち、この時期の肢体不自由児に対する教育的処遇が歴史的にどの様に位置づけられるのかを明らかにするという課題が存在している。

そこで本稿ではこうした研究を行う前段階として、これらの学校における肢体不自由児の存在がある程度明確にされている時期の資料を取り上げて、特に公立基礎学校に在籍する肢体不自由児について、その数と在籍のとらえられ方について検討することにした。

19世紀イギリスは公教育義務制度の成立期にあたり、障害児義務教育制度もやや遅れて成立を見る時期に当たることから、公立学校教育の体系化が進められる過程において、そこにおける障害児の存在の歴史的な位置づけを明確にするという視点から、公立基礎学校は妥当な検討対象であるといえよう。

19世紀末になると視覚障害、聴覚障害を筆頭に障害児に関わる委員会が政府及び慈善組織協会 (Charity Organisation Society: 以下COS) によって設置され、

真 城 知 己

Table 1 ウォーナーの学校調査(1888-91)における肢体不自由児の数

	児童総数			肢体不自由児(内数)			出現率
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	%
救貧法学校	5,884	3,947	9,831	64	21	85	0.86
認可制実業学校	1,588	407	1,995	5	2	7	0.35
施設及び孤児院	774	1,049	1,823	19	18	37	2.03
公立基礎学校	18,638	17,740	36,378	67	43	110	0.30
	26,884	23,143	50,027	155	84	239	0.48

Table 2 ウォーナーの調査(1892-96)における障害児の数

障 害 の 種 類		男子	女子	合計
中度精神遅滞	(てんかんや肢体不自由はない)	17	6	23
〃	でてんかん,	2	2	4
〃	で肢体不自由,	2	1	3
軽度精神遅滞	(てんかんや肢体不自由はない)	92	76	168
〃	でてんかん,	8	7	15
〃	で肢体不自由,	3	4	7
〃	で盲など	—	2	2
行動上の問題,	(てんかんや肢体不自由はない)	7	9	16
てんかん,	(知的欠陥や肢体不自由はない)	39	43	82
〃	で肢体不自由,	3	1	4
肢体不自由,	(知的欠陥やてんかんはない)	142	99	241
視覚障害, 聴覚障害, 舞踏病		4	5	9
上記にあてはまらない学習上の遅れ, 病弱, 発達上の欠陥, 異常な神経徴候など		197	180	377
計		516	435	951

※中度精神遅滞 (imbecile), 軽度精神遅滞 (feebly gifted mentally)

各々報告書が提出されるが、本報告では主な分析資料として、COSによる1893年の報告書(てんかん及び肢体不自由児・者委員会)³⁾及び1898年の欠陥児・てんかん児委員会報告書⁴⁾を取り上げた。そして肢体不自由児の数等に関しては、両報告書に引用されているWarner, F.の調査及びそれに関する証言を取り上げた⁵⁾。また、必要に応じて1889年の盲・ろう王立委員会報告書⁶⁾も引用した。

II. Warnerによる2つの調査報告にみられる肢体不自由児の数

まず、COSのてんかん及び肢体不自由児・者委員会報告に引用されている1888-91年にかけてWarnerが行った学校調査で明らかにされた肢体不自由児の数をTable 1⁷⁾に示す。

これによれば、調査対象の50,027名の児童のうちの

肢体不自由児は239名であり、全体の出現率は0.48% (239/50,027人)であった。施設や孤児院等が表中にあがっているのは、COS(1893⁸⁾)においても指摘されているように、当時これらにおいても教育的な取り組みが行われていたためである。調査対象とされた公立基礎学校での出現率が0.30% (110/36,378人)であったことから、てんかん及び肢体不自由児・者委員会では1891年3月後半時点における公立基礎学校に在籍していた全児童数(625,696人)をもとに、ロンドンではおよそ2,000人の肢体不自由児が在籍していたのではないかと推定している⁹⁾。

Warnerはこの調査の以後さらに1892-96年にかけて公立基礎学校に在籍する86,378人を対象とした調査を行っている。そしてその中で肢体不自由児についても知的な障害やてんかんと重複障害も含めて特別なケアや訓練を必要としている児童の数を1898年の

19世紀末イギリス公立基礎学校における肢体不自由児

欠陥児・てんかん児委員会において報告している。

同報告書に示された各障害ごとの障害児の数を Table 2¹⁰⁾ に示す。

肢体不自由のみを持つ児童の出現率は 0.28% (241/86,378 人) である。肢体不自由以外の障害を併せ持つ者も含めるとそれは 0.30% (255/86,378 人) となる。従って、この時期の公立基礎学校における肢体不自由児の出現率は先の Warner の調査とともにおよそ 0.3% 程度で一定していたことがわかる。

さて、Table 1 から明らかなように、公立基礎学校における肢体不自由児の出現率は救貧法学校等の他の種の学校と比べて最も低い。施設等におけるそれと比較すると 7 分の 1、救貧法学校との場合でも 3 分の 1 にすぎない。

これまで Pritchard (1963¹¹⁾) によって学務委員会 (School Board) の干渉が及ばない、すなわち公立基礎学校以外の学校の方が、その自由度の高さゆえに障害児の受け入れが良好であったことが指摘されているが、その他には次のような理由をあげることができる。

まず第一に、「1891 年基礎教育法」が施行されるまで、公立学校への就学のためには授業料が必要であったことである¹²⁾。当時は救貧法の対象とはされないまでも大半の家庭が貧困状態にあり¹³⁾、授業料を支払って教育を受けさせることは親にとって相当の負担となることであった¹⁴⁾。

そこに追い打ちをかけるように、1870 年代後半にイギリスは大不況状態に陥り、保護者の授業料支払い能力はさらに弱まった。これに伴って公立基礎学校における授業料の徴収率が大幅に低下するという事態が発生したことから、学務委員会の対応がより厳しいものへと変化した。そして授業料を支払えない保護者に対しては、学務委員会によって退学の示唆までが行われるようになった¹⁵⁾。学務委員会による厳しい対応は、不名誉な救貧法委員会の救済を受けることとなる¹⁶⁾ことをかざして授業料徴収率を上げようとしたものであったが、結果的には公立基礎学校への在籍を制限することにもなっていたのである。

肢体不自由児の場合には、こうした背景状況に以下に述べる 2 つの理由が加わり、在籍が一層困難な状態になったと考えられる。

すなわち第二の理由には、肢体不自由児に関わる固有の問題として、救貧法学校の場合には肢体不自由児に対する教育費用支出の権限が救貧法委員 (Poor Law Guardians) にあった¹⁷⁾が、公立基礎学校の場合には彼らの就学に関して学務委員会が費用支出の権限

を持たなかった¹⁸⁾ ために公的な通学手段が確保されなかったことがあげられる。

肢体不自由児が教育を受ける上で必須要件である通学手段の確保がなされていなかったことが公立基礎学校への肢体不自由児の在籍数を少なくする一つの原因となっていたのである¹⁹⁾。

また、学務委員会には公立基礎学校外において教育を提供する権限もたされていなかった²⁰⁾ ために、通学できない肢体不自由児に対しては教育を提供することができなかった。

もともと、学務委員会は肢体不自由児の教育のために全く特別な配慮を行うことがなかったというわけではない。学務委員会が存在しないような地域でない限りは、在籍する児童に対しては必要に応じて学校内移動用の車いすの用意や肢体不自由児に合わせたイスの提供といった備品面での対応を行うことがなされていた²¹⁾。

他の種の学校に比べて公立基礎学校に在籍する肢体不自由児が少ない第三の理由としては、保護者の意識があげられる。

第二の理由に起因して、実際に肢体不自由児を公立基礎学校に通学させる際の時間と費用の損失に対してその保護者が異議を唱えたために、学務委員会が児童を就学させることができなかったことが指摘されている²²⁾。確かに保護者にとって肢体不自由児の通学をさせるためには大きな努力が必要であった²³⁾ が、一般的に児童の就学に対する保護者の認識が低かったことを背景要因として指摘しておかなくてはならない。

それまでの強制就学制度が児童を労働から保護することを一つの目的としたことからもうかがえるように、家庭において児童は労働力としての役割を持たされていた。従って、児童が就学するということは家庭内における労働力の減少を同時に意味していた。当時の労働者階級の生活実態を念頭におけば基礎教育と労働とが提示された際に保護者が前者を選択する (できる) 状態ではなかったことも一方の事実²⁴⁾ であるから、単に教育に対する保護者の意識の低さのみにすべてを帰着させることはできない²⁵⁾。しかしながら、単に貧困状態によるばかりではなく、授業料を払って学校に行かせるよりは何らかの仕事をさせた方がましである、といった教育に対する認識が低かったことも他方の事実として存在していた²⁶⁾。

肢体不自由児の保護者にあっても同様の例が見られる。すなわち、周囲の同情を得、それによって客寄せの役割をもたせるために、店先に肢体不自由児を座ら

せておいた母親の例²⁷⁾のように、明らかに保護者の意識の問題が就学を妨げる一つの要因となる場合もあったのである。このように、保護者の子どもの教育に対する認識が低く、無理をして授業料を支払ってまで教育を受けさせるという考えには到底及ぶものではなかった例も見られたのである。

救貧法学校等に比較して公立基礎学校に在籍する肢体不自由児の割合が低いのはおおむねこのような理由によっていた。

III. 公立基礎学校における肢体不自由児のとらえられ方

1. 公立基礎学校普通学級における視覚障害児・聴覚障害児・精神遅滞児の在籍困難状況

さて、上述したように公立基礎学校に在籍した肢体不自由児の割合は低い値であったが、Table 2を見ると重複の障害を持たない、すなわち肢体不自由のみの者の数が最も多い。他の障害も併せ持つ肢体不自由児も合わせると、他の種の障害児よりも在籍数が著しく多いことがわかる。

この理由はこの調査における対象がすべて公立基礎学校の通常の学級に在籍する児童であった²⁸⁾ために、視覚障害児や聴覚障害児、それに精神遅滞児のほとんどが表外にあったからである。ここではこの原因について述べることにする。

視覚障害児の場合は1880年代までは一般の基礎学校に通学し、必要に応じて特別な指導をセンターで受ける²⁹⁾という形態が通常であったが、1890年代に入り、急激に盲学校へと措置されるようになった³⁰⁾ことが大きな原因として指摘できる。

また、聴覚障害児の場合は、従来の私的慈善活動への批判や³¹⁾、代替機関として設置が進められた通学制ろう学校や公立基礎学校併設ろう学級での教育が進められたこと、さらに、障害を持たない児童との共学が非常に困難であるとの認識が示されていたこと³²⁾が要因となっていた。

一方、精神遅滞児の場合は、特殊学級への就学に関わる費用の権限が学務委員会にはなかったが、自宅からの通学あるいは下宿(里子: boarding-out)を問わず近隣の特殊学級³³⁾もしくは小規模の施設³⁴⁾への措置が適切であるとの判断が示されていた。

これは彼らが通常の学級において提供される学習内容(読み・書き・算: 以下3Rs)を他の児童とともに指導されてもほとんどそれを達成する見込みがなかった³⁵⁾からである。すなわち、特殊学級等への措置が適

当であるとの判断は、精神遅滞児にとってより効果的な指導を受けられるという理由にはよらなかったと考えられる。

その根拠は「出来高払い制」に基づく公立基礎学校からの「学習不振児」の排除の事実によっている³⁶⁾。公費による公立基礎学校に対する補助金の効率的な運用を図るために、児童の出席の日常化との3Rsの徹底を旨とし、試験成績に基づいて(すなわち出来高に応じて)補助金を交付するという「出来高払い制」は、公立基礎学校における教育の目的を視学官によって行われる3Rsの試験に児童をいかに合格させるかという点に置き換えた。

ところがその後、就学率の上昇にも伴って試験に合格できない児童が急増した³⁷⁾。そして、試験に合格する見込みのない学習不振児童を公立基礎学校から転出させるという展開に発展したのである。

こうした状況下、精神遅滞児はやはり試験に合格することのできない児童として公立基礎学校の通常の学級への在籍が問題としてとらえられるようになり、通常の学級から排除され、進級できない児童のための「ゼロ学級」や特殊学級に措置されるようになった。

つまり、公立基礎学校における関心が「出来高払い制」の試験への対応のために3Rsにおける学習基準の達成にあり、精神遅滞児はそれとの関係の文脈においてとらえられていたということなのである。

こうした状況は公立基礎学校における肢体不自由児の位置づけにも現れていた。

2. 肢体不自由児の場合

前節において述べたように授業料や通学手段確保の問題のために、公立基礎学校における肢体不自由児の在籍率は他の種の学校と比較すると低いものであった。それでも公立基礎学校在籍障害児の障害の種類についてみた場合に、他の障害と比べて肢体不自由が最も多いのには、次のような理由があった。

すなわち、肢体不自由という障害それ自体は児童を特殊学級へ措置する十分な理由とはなり得ず、従って、障害を持たない者と一緒に学習をする上で大きな問題とはされていなかったことから、通学が可能であれば普通学校に通うべきである³⁸⁾との認識が示されていたからである。

公立基礎学校においては「出来高払い制」との関係から学習不振児の問題が顕在化していたことは既に述べたとおりであるが、学習の水準が一定のレベルに達しており、なおかつ通学の手段がある肢体不自由児は障害のない児童同様にとらえられていたのである。

19世紀末イギリス公立基礎学校における肢体不自由児

ただし、通学手段の確保が不十分な状況にあって肢体不自由のために通学が困難である、あるいは体力的に通常の授業を受け続けることが難しい児童の場合には、結果的に学習面において著しい遅れを示す状況になることが欠陥児・てんかん児委員会において複数証言されていた³⁹⁾。同委員会ではこうした証言をもとに、このような状態の肢体不自由児については軽度精神遅滞児のための特殊学級で教育を受ける方が望ましい場合もある⁴⁰⁾ という認識を示した。

つまり、公立基礎学校における肢体不自由児に対する教育に関しては、肢体不自由という一次的な障害の状態が大きな問題とされるというよりは、むしろ障害のために二次的に生じた学習上の遅れという問題に焦点が当てられていたと理解することができるのである。

学習上の遅れという点に強い関心が示されているのは、「出来高払い制」を背景とした公立基礎学校における学力問題への関心の高さがそれだけ強く反映されていたからであるといえる⁴¹⁾。

公立基礎学校の通常の学級には他の障害を持つ児童よりも比較的多くの肢体不自由児が在籍していたとはいえ、それはそこで提供される授業内容を履修できることが前提であった。従って、この前提が崩れるような事態（二次的な学習の遅ればかりでなく、家庭の経済状態の悪化なども当然含まれる）が生じれば排除される方向へと向けられることとなったのである。

このように公立基礎学校における肢体不自由児の在籍は積極的根拠に基づいているのではなく、在籍が困難となるような事態に直面していない肢体不自由児のみが結果的に対象とされていたという消極的なものであったと理解することができる。

IV. まとめと今後の課題

本研究においては公立基礎学校、特にその通常の学級に在籍する肢体不自由児について、その数や障害のとらえられ方を取り上げた。

この過程において公立基礎学校に在籍する肢体不自由児の比率が他の種の学校に比較して低いこと、及び19世紀後半の学力問題への関心を背景として「肢体不自由」に対する実践上の特別な配慮に対するよりも知的な側面に関する点に関心がよせられていたことが明らかになった。

しかしながら、当時においては精神遅滞の程度や肢体不自由と精神遅滞との関わりについては混乱が生じており⁴²⁾、こうした点に関する整理を行うことが必要

である。

またあわせて、本稿で触れたように肢体不自由そのものを事由とするのではなく、通学困難等による二次的に発生した学習の遅れのために精神遅滞児のための特殊学級に措置された肢体不自由児の処遇の問題も検討しなくてはならない。

「学習上の遅れ」と「知的な障害」とは異なる性質のものであるが、精神遅滞の状態についての認識が曖昧であった当時において実践の中から両者の違いが次第に明確に認識されるようになる⁴³⁾ 過程の中で、そこでの肢体不自由児の存在について明確にすることが必要である。

さらに、冒頭で述べたように、19世紀のイギリスにおける障害児処遇の変化を念頭におけば、救貧政策の進行との関係も押さえなくてはならない。そのためには救貧法学校における彼らの処遇、及び公立基礎学校と救貧法学校との関係を障害児教育の観点から検討することも重要な課題となろう。

註

- 1) 山口洋史 (1993)イギリス障害児「義務教育」制度成立史研究. 風間書房. 3, 93, 121. なお, 新救貧法下における貧困児童の教育については山根 (山根祥雄 (1979~1992): イギリス19世紀貧民教育状態. (I~VII). 大阪教育大学紀要.) による一連の研究がある. また, イギリスの視覚障害児教育史に関しては山口, 聴覚障害児教育史に関しては荒川 (山口洋史 (1974): 盲教育史. 世界教育史大系 33. 障害児教育史.; 荒川勇 (1970) 欧米聾教育通史. 峯文閣.; 同 (1974): 聾教育史. 世界教育史大系 33. 障害児教育史.) の研究がある.
- 2) Pritchard, D. G. (1963) Education and the Handicapped 1760-1960. Routledge. 岩本憲監訳 (1972) 障害児教育の発達. 黎明書房, 79.
- 3) Charity Organisation Society (1893) The Epileptic and Crippled Child and Adult. (以下 E. C. C. A.). Swan Sonnenschein.
- 4) Report of the Departmental Committee on Defective and Epileptic Children (以下 C. D. E. C.), vol. I. the Report, vol. II. Minutes of Evidence. (1898). HMSO.
- 5) 第一回目の調査については, E. C. C. A. (1893) op. cit., 105-115. を, また, 第二回目の調査は 1897年2月12日の欠陥児・てんかん児委員会

- 第2回審議会における Warner の証言 (C. D. E. C. (1898) op. cit., vol. II, para. 664-1004.) を中心に引用した。本来, Warner の調査は両委員会のために計画されたものではないが, 各々の目的に対して公立基礎学校その他に関する資料として取り上げられていた。
- 6) Report of the Royal Commission on the Blind, the Deaf and Dumb, &c., of the United Kingdom. (以下 R. C. B. D.). (1889). HMSO.
 - 7) E. C. C. A. (1893) op. cit., 108. に示された表より 肢体不自由児に関する欄を抜粋.
 - 8) E. C. C. A. (1893) *ibid.*, 106-7.
 - 9) E. C. C. A. (1893) *ibid.*, 110, 129. 推定比率 0.3% に従えば約 1890 人となる.
 - 10) C. D. E. C. (1898) op. cit., vol. II, para. 750.
 - 11) Pritchard (1963) op. cit., 177.
 - 12) 1870 年基礎教育法の規定による.
 - 13) 一般的には生活が苦しくとも救恤貧民とはなっていないかった。それは 1834 年の新救貧法以降, 救貧法対象者の低位処遇原則によって, 精神的にも身体的にも大変に厳しい処遇が課せられたからである。それでも, 親の失業や病気は家族をすぐさま救恤貧民とした (大田直子 (1993) イギリス教育行政制度成立史. 東京大学出版会, 184.) ほどの状態であった。
 - 14) 大田 (1993) 同, 181; 山口 (1993) 前掲書, 213.
 - 15) 例えば, ロンドン学務委員会では 1886 年までに授業料を支払えない子どもの親に対し, 救貧法委員会への授業料減額・免除の申請をするか, あるいは救恤貧民の申請をするように通知している (大田 (1993) 同, 182.)。
 - 16) ここでの救貧法委員会による救済とは救恤貧民の取り扱いをされるということではないが, 救貧法関係の処置をされることに対する精神的な抵抗のために不就学の道を選ぶ保護者が増えた (大田 (1993) 同, 178-179.)。
 - 17) E. C. C. A. (1893) op. cit., 116.
 - 18) C. D. E. C. (1898) op. cit., vol. I, para. 77.
 - 19) 通学に際しての困難な状況については, Pritchard (1963): op. cit., 190. にも示されている。
 - 20) C. D. E. C. (1898) op. cit., vol. I, para. 77.
 - 21) C. D. E. C. (1898) *ibid.*
 - 22) E. C. C. A. (1893) op. cit., 113.
 - 23) Pritchard (1963) op. cit., 190.
 - 24) 前出 13) 参照.
 - 25) 不就学の原因を親の無理解に帰する考え方は, 貧困を原因とする考え方の前に次第に消えた (大田 (1993) 前掲書, 178-179.)。
 - 26) 授業料の必要な公立基礎学校ばかりでなく, 無償教育であるラグド学校教育においても家庭の貧困状態のために児童の出席が不規則であり, それに誘発された保護者の子どもに対する教育の無関心・無理解の存在が指摘されている (山根祥雄 (1992) イギリス 19 世紀貧民教育状態 (VII). 大阪教育大学紀要第 IV 部門, 40 (2), 104-106.)。
 - 27) E. C. C. A. (1893) op. cit., 106-107.
 - 28) C. D. E. C. (1898) *ibid.*, vol. II, para. 769, 770.
 - 29) R. C. B. D. (1889) op. cit., para. 45.
 - 30) Elementary Education <Blind and Deaf Children> Act (1893) の Sec. 2 (1) に学務委員会に対する学校設置等の義務が規定されたことが要因となっている。
 - 31) R. C. B. D. (1889) op. cit., para. 324.
 - 32) 山口 (1993) 前掲書, 142-143.
 - 33) C. D. E. C. (1898) op. cit., vol. I, para. 65-67.
 - 34) C. D. E. C. (1898) *ibid.*, para. 68-72.
 - 35) C. D. E. C. (1898) *ibid.*, para. 73. なお, 当時精神遅滞児の教育可能性は Shuttleworth, G. E. によって証言されており (R. C. B. D. (1889) op. cit., para. 661.), Warner は彼らを分離された学級において教育すべきであると指摘している (*ibid.*, para. 712.)。
 - 36) 清水 寛・菅田洋一郎・津曲裕次 (1974) 精神薄弱教育史. 世界教育史大系 33. 障害児教育史. 246, 253-255; 山口 (1993) 前掲書, 220.
 - 37) この原因として, 3Rs 中心の基礎教育の内容そのものが労働者階級にとって外的なものであったこと, 及び試験対策のために専ら行われた暗記中心の授業形態が児童の学習意欲を喚起しなかったことの 2 点が指摘されている (大田 (1993) 前掲書, 177-178.)。
 - 38) C. D. E. C. (1898) op. cit., vol. I, para. 76.
 - 39) Witness of Verral, A., C. D. E. C. (1898) *ibid.*, vol. II, para. 2318-2332.; Witness of Warner, F., *ibid.*, para. 734.; Witness of Colman, *ibid.*, para. 6149-6450.; Witness of Harris, F. D., *ibid.*, para. 1031.; Witness of Kerr, J., *ibid.*, para. 447-450.
 - 40) C. D. E. C. (1898) *ibid.*, vol. I, para. 76.

19世紀末イギリス公立基礎学校における肢体不自由児

- 41) 山口 (1993) 前掲書, 220. なお, てんかん児もその多くが知的な障害を持つと考えられていた (C.D.E.C. (1898): op. cit., vol. I, para. 84.) ために, やはり随伴する知的な障害の程度が問題とされていた.
- 42) 軽度精神遅滞児の多くは身体的欠陥 (Physically defective) のカテゴリーに含められていた (C. D. E. C. (1898) op. cit., vol. I, para. 76.) が, その医学的な根拠は十分に示されておらず, また重度精神遅滞 (idiot) の定義に身体障害も理由の一つとしてあげられていた (C.D.E.C. (1898) ibid., vol. II, para. 751.) というように両者の鑑別診断は不確明であった.
- 43) 精神遅滞の程度について, その判定を行いうる者がイギリス全体でわずか6名以下 (half-a

-dozen) しかないと Beach, M. B. が証言していた (C.D.E.C. (1898) op. cit., vol. II, para. 106.) ことから明らかなように, 信頼できる判定者 (基本的には医師: ibid., para. 103.) は極めて少ない状況であった. Table 2 の imbecile が「idiot よりは良い状態であり, 実業教育が比較的可能である知的な障害 (ibid., para. 751.)」, また, feebly gifted mentally (= feeble-minded) が「知的能力に明らかな障害があるものの, imbecile とはいえず, 医学的診断になじみにくい. 学業において困難を示さない限りは発見されない (ibid., para. 752.)」と説明されていることから, 彼らが学習上の問題を示していることが焦点になっていたことが理解できよう.

—1993.12.20. 受稿, 1994.4.9. 受理—

Jap. J. Spec. Educ., 32(3), 49-56, 1994.

Pupils with Physical Disabilities at British Public Elementary Schools at the End of the 19th Century

Tomomi SANAGI

*Hyogo University of Teacher Education
(Katoh-Gun, 673-14)*

The purpose of the present article is to clarify what the percentage of pupils with physical disabilities was in British public elementary schools at the end of the nineteenth century, and what kinds of reasons caused their attendance at these schools.

In a survey, Warner found that about 0.3% of public elementary school pupils had physical disabilities ("crippled children").

This was a smaller percentage than in schools such as the poor-law schools. The reasons for this difference were as follows :

- (1) in general, it was difficult for families with children with physical disabilities to pay school fees for their children because the families were poor ;
- (2) the School Boards had no authority to appropriate funds for such expenses as transportation for pupils with physical disabilities in order to enable them to attend the public elementary schools, and
- (3) parents had a poor understanding about the education of their children with physical disabilities.

The public elementary schools focused on pupils' academic skills (especially reading, writing, and arithmetic). This was true also for the pupils with physical disabilities. As a result, concern about their being in the school was raised only when they were slow in learning academic skills, and not simply because of their having a physical disability.

Thus, the presence of children with physical disabilities in the public elementary schools at that time can be considered to have been realized passively, with no recognition of their disabilities, and no attempt at special training.

Key Words : public elementary schools, Britain, F. Warner, pupils with physical disabilities